

お客様各位

選択約款の一部変更について

白根瓦斯株式会社

弊社は、お客さまへのサービスと内容のわかりやすさを向上するため、平成 24 年 2 月 1 日付で関東経済産業局へ選択約款変更の届出をさせていただきます。

変更の内容および実施日は次のとおりです。

また、選択約款は一般ガス供給約款同様に当社各支店窓口においてご覧いただけます。

【変更内容】

- ①全選択約款において、延滞利息の規定に「料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は延滞利息を申し受けない」ことを定める規定を追加

- ②家庭用冬期契約において、適用する料金表を期間に応じて定める文言を追加

- ③家庭用冬期契約・家庭用空調契約・業務用空調契約・業務用需給契約において、新潟南地区の選択約款である文言を追加

【実施日】

平成 24 年 3 月 1 日

【お問い合わせ】

〒959-1262 新潟県燕市水道町 4 丁目 2 番 4 号

白根ガス株式会社 業務部総務課

TEL 0256-61-7511/ FAX 0256-61-7537

以上